

## 荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

## 1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、地方税法等の国民健康保険税の部分も改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

出産予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）の産前産後期間は稼得活動に従事できない期間と考え、当該期間における国民健康保険税については、出産被保険者の所得割額及び均等割額を免除する。

## (1) 対象者

妊娠85日以上の出産（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む。）に該当する者

## (2) 免除期間

## ア 単胎の場合

出産予定月（又は出産月）の前月から出産月の翌々月までの4か月

3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
------	------	------	-------	------	------	------

## イ 多胎の場合

出産予定月（又は出産月）の3か月前から出産月の翌々月までの6か月

3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
------	------	------	-------	------	------	------

## 3 施行期日

令和6年1月1日

## 4 適用区分

令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

※令和6年1月以後の期間に係る所得割額及び均等割額が免除対象となるので、令和6年1月の前々月に当たる令和5年11月の出産被保険者が最初の免除対象者となる。

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(国民健康保険税の減額) 第22条 略 2 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額) 第22条 略 2 略 3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)</u>が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の2の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産</p>

現 行	改 正 後
	<p>前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の2の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>にあっては、その減額後の被保険者均等割額</u>の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）<u>にあっては、その減額後の被保険者均等割額</u>の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 略</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>(<u>出産被保険者に係る届出</u>)</p> <p>第23条の3 <u>国民健康保険税の納税義務者は、</u> 出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2. <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3. <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4. <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。  
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
3 民 生 費	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金事業費（市分）	606,121				606,121	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・消耗品費 55 ・手数料 913 ・住民情報システム改修委託料 440 ・緊急支援給付金申請受付等業務委託料 23,713 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 581,000
	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金事業費（市分） （時間外手当）	386				386	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 386
	3款計	606,507				606,507	
	補正額	606,507				606,507	一般財源 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 606,507
	補正前の額	26,412,443	7,381,749	520,200	1,488,898	17,021,596	
	合計	27,018,950	7,381,749	520,200	1,488,898	17,628,103	